

最終更新日 H24.10.24
改修技術 No. 14102402

性能分野	防災性
大分類	震災後の生活性能維持
中分類	継続利用可能性
技術の名称	住戸内の家具の移動転倒防止用下地の設置

- ・ 震災時に、住戸内の家具の転倒するのを防止し、専有部内でのケガ人の発生や退避経路が塞がれるのを防止するため、専有部内の壁下地に幅木等の固定用補助材を設置し、耐震固定金具を用いて家具を建物躯体に固定する。
- ・ 工事は各部屋数時間程度。

L 型金具の取付け

壁にL型金具を用いて固定するには、壁の下地材に取付けることが大切です。
下地材の位置は、下地探知用センサー等の機器、市販の専用プッシュピンといった器具、音による打診により判断できます。

下地探知用センサー・プッシュピン

L 型金具の取付 (家具の天板に強度がない場合)

POINT
付け鴨居等が石膏ボードに接着剤で付けられている構造の場合は、付け鴨居等を間柱等に木ネジで止めた上で、対策器具を取り付けます。

間柱等に対して、付け鴨居をネジで固定する。

(出典：東京消防庁 HP)

改修技術の概要

共同住宅のタイプごとの技術の適用	技術の種類	調査・診断技術 改修技術（劣化を補修する技術 性能を向上させる技術）	
	共同住宅のタイプごとの適用可能性	S55年以前供給 中層階段室・壁式(総プロA1)	使われる可能性が相当ある
		S55年以前供給 高層・ラーメン(総プロA2)	使われる可能性が相当ある
		S56～H2年供給(総プロB)	使われる可能性が相当ある
		H3～12年供給(総プロC)	使われる可能性が相当ある
		H13年以降供給(総プロD)	使われる可能性が相当ある
		(補足) -	
常にセットで利用される技術			
技術が適用される建物の部位	共用部分 (躯体・外壁 屋根 建具 設備・配管等 その他共用部) 専有部分 (設備・配管 その他専有部分) [設置・運営等で建築基準法以外に注意すべき主な法令がある設備 () 注意すべき主な法令 ()]		
団地で適用した場合のメリット	住棟まわりの土地が利用できること(仮設以外)() まとまった土地が利用できること(仮設以外)() 住宅の数が多く密度が高い() 特定の設備があること()		
足場の設置が必要	必要 不要 ()		
工事による居住者への影響	数日以上居住できない住戸が発生	該当 非該当 ()	
	一時的な影響が発生	断水などライフラインが一時的に利用不可 振動 騒音 粉塵 臭気 その他専有部分又は専用使用部分に対する制限 (下地工事中の部屋が一時的に使用できない)	
	工事後に続く影響が発生	専有部分又は専用使用部分の使用に対する制限() 日照・採光等への影響()	
当該技術が利用される工事	計画修繕工事(劣化の補修 性能の向上) 耐震改修工事(耐震性の向上 他の性能の向上)		
技術的境界			
参考資料	技術情報	「家具類の転倒落下・移動防止対策」東京消防庁 HP	
	価格情報		